

兵庫県公報

平成24年12月28日 金曜日 第4号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

企業庁管理規程	ページ
○ 企業職員の服務に関する規程の一部を改正する管理規程	1
病院局管理規程	
○ 病院事業職員の服務に関する規程の一部を改正する管理規程	1

企業庁管理規程

企業職員の服務に関する規程の一部を改正する管理規程をここに公布する。

平成24年12月28日

兵庫県公営企業管理者 高井 芳朗

兵庫県企業庁管理規程第5号

企業職員の服務に関する規程の一部を改正する管理規程

企業職員の服務に関する規程（昭和56年兵庫県企業庁管理規程第15号）の一部を次のように改正する。

第26条第1項中「育児休暇」を「育児部分休暇」に改める。

第34条を第35条とし、第33条の次に次の1条を加える。

（承認の申請又は届出の手續の特例）

第34条 第26条第1項の規定による承認（病気休暇に係るものを除く。）の申請又は第30条若しくは第31条の規定による届出（以下「承認の申請等」という。）は、これらの規定にかかわらず、電子情報処理組織（知事部局の管理に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と承認の申請等をする職員の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して行うことができる。この場合において、前条の規定は、適用しない。

様式第6号中「育児休暇」を「育児部分休暇」に改める。

附 則

この管理規程は、平成25年1月1日から施行する。

病院局管理規程

病院事業職員の服務に関する規程の一部を改正する管理規程をここに公布する。

平成24年12月28日

兵庫県病院事業管理者 前田 盛

兵庫県病院局管理規程第12号

病院事業職員の服務に関する規程の一部を改正する管理規程

病院事業職員の服務に関する規程（平成14年兵庫県病院局管理規程第15号）の一部を次のように改正する。

第19条第1項中「特別休暇」の右に「、育児部分休暇」を加える。

第24条を第25条とし、第23条の次に次の1条を加える。

（承認の申請又は届出の手續の特例）

第24条 第19条第1項の規定による承認（病気休暇に係るものを除く。）の申請又は第21条若しくは第22条の規定による届出（以下「承認の申請等」という。）は、これらの規定にかかわらず、電子情報処理組織（知事部局の管理に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と承認の申請等をする職員の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して行うことができる。この場合において、前条の規定は、適用しない。

附 則

この管理規程は、平成25年1月1日から施行する。